

《4》横浜市における市民活動支援の現在—その考え方と支援メニュー—

1—はじめに

公共をつくるというプロセスの中でその担い手として市民活動の守備範囲が拡大しているのと同様、市民活動を支援する主体もまた、行政だけではなく、市民、企業、中間組織と広がりを見せている。行政が支援する姿勢や方法にも「新しい公共」にふさわしい内容が求められている。

公共の担い手としての市民活動を支援する際に留意すべきことのひとつは、行政への依存を促すことなく、「主体的」「自立」した市民活動を支援するという姿勢である。

行政が市民活動を支援するにあたっては市民活動の社会的公共性と公費乱用防止の観点から、双方の情報を公開するということが強調されてきた。情報の公開は依然として基本的な原則であるが、それ以外にも支援を受ける市民活動の自主性を尊重し、自立化

を促進するための配慮が必要であり、また、個別の事業への支援以外に団体の運営への支援も求められている（注1）。そのために、支援するという行為に市民が主体的に関与すること、市民や企業が市民活動を支援することのできる環境を整えるということが重視されてきている。

このような状況を踏まえ、支援対象を含む支援内容の決定の透明性を確保するために公募の審査委員が加わった審査委員会による審査や、公開プレゼンテーションを行うことに始まり、市民活動の自立を支援する事業を市民活動団体等に委託する、あるいは市民活動への資金提供を寄付という形で市民に求めるなど市民が市民活動を支援する仕組みを作るといった取り組みがさまざまな部門で行われている。

本稿では特定の分野ではなく市民活動全般を支援する立場から市民協働推進事業本部

が所管している支援メニューの中で新しい流れと考えられるもののその考え方と内容を紹介したい。

2—市民活動推進ファンド

多くのNPO法人（注2）を含む市民活動団体が、公益的活動に積極的に取り組んでいるが、依然として運営資金の確保が大きな課題となっている（図1）。これらの団体は必ずしも行政と協働して事業に取り組んでいるわけではなく、主体的かつ自発的に自立して公益的活動に取り組んでいる団体も多い。そうした状況においては、行政が直接事業経費の助成を行うだけではなく、市民活動団体が自主的自発的に自立して活動を行うための資金を多様な方法で確保することを支援することがぜひとも必要となってきた。

また、税金を使った直接的な助成には限界があるこ

とからも、市民活動団体が市民や企業からの資金的支援や、企業の創設した社会貢献的助成制度などを活用しやすくするための環境づくりなどが行政の役割として重要となってきた。

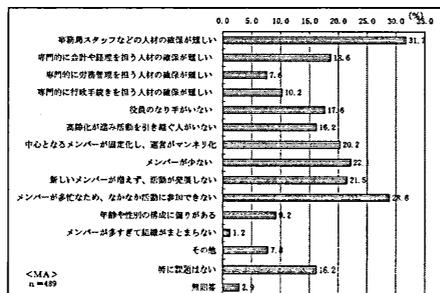
市民活動推進ファンドは、地方自治法上の基金を設置し、公益的活動に賛同する市民や企業からの寄付金を積み立て、活用することにより市民活動に対し経済的支援を行う取り組みである（図2）。このファンドは、市民活動を支援する寄付者にとつて寄付がしやすい環境を作ることにより、寄付をNPO法人の資金調達の手段の一つとして活用できるよう設置した。

基金への寄付は、一定額まで積み立てあるいはそれ自体を運用することなく取り崩し、一般会計予算に繰り入れ、助成金として活用される。本市は基金設置のための積み立てのみを行い、助成金として

執筆者

藤沼純一郎
市民協働推進事業本部市民活動支援
担当課長

図1 団体が活動をしていく上での運営面の課題について



※平成16年度 市民活動団体実態調査から

（注1）平成17年度「市民活動団体への経済的課題解決のための運営支援の方策検討調査」から

（注2）特定非営利活動促進法第10法律第7号に定める特定非営利活動法人をいう

活用するのは受け入れた寄付である。

寄付者は横浜市へ寄付をするものであるから税制上の優遇措置を受けることができる(表1)。また、寄付に際してはあらかじめ登録されたNPO法人の中から特定のものへの支援を希望することができる。

NPO法人の登録、登録団体への助成金の交付にあたっては公募の審査委員を含む審査委員会による審査が行われる。登録されるNPO法人は審査において一定の要件(表2)を満たしていることが求められる。また、寄付者の意向は助成についての審査の際に尊重される(必ず希望通りになるものではない)。

このような手続きが適正に行われることにより、認定NPO法人(注3)制度とは異なる方法により、NPO法人が税制上の優遇措置を間接的に活用できるとなり、寄付文化の醸成に資する制度として成り立つこととなる。

実質的寄付の募集活動開始後この半年ほどの間の寄付金累計は約1400万円となっており、このことはこのような制度の活用がNPO法人にとって必要であること、NPO法人を支えようとすると市民や企業が少なからずいるとい

うことを示していると考えられる。昨年12月には寄付金を活用した助成金約530万円を18団体に対して交付したところである。

なお、昨年本市において開催されたNPO活動推進自治体フォーラム横浜大会においても、出席自治体首長間においてNPO法人をはじめとする市民活動団体の税制について国が見直しを行う契機とするためにも、類似の制度を多くの自治体が創設することが必要であるとの議論がなされた。

3 横浜ライセンス 市民活動推奨カード事業

かつての人材育成といえれば社会教育的に講座や講習会により市民に知識やスキルを身につけていたが、それだけでなく市民のために還元していたが、市民活動においては活動の実践を通じて活動に応じた人材が育ちさらに活動を発展させることにより、新たな市民の参加を得て新たな人材が発掘されるという循環が生まれている。このような状況においては、市民が認められるいは求める人材が多様な市民の中から市民活動に供給される仕組みを作ることが求められる。

横浜ライセンス市民活動推奨カード事業は、市民組織である「横浜市民活動推奨協議会」が、横浜ライセンス市民活動推奨カードの交付により市民活動を推奨することによって、市民活動がしやすくなり、活動がさらに充実し拡大することを目的とするものである。

この事業は、横浜市の職員提案制度であるアントレプレナーシップ事業(平成14年度)により提案された「横浜ライセンス制度」について市民による「横浜ライセンス制度検討委員会」の検討(平成16年度)を経て事業化されたものである。

当初のイメージは行政が市民活動を行う市民の意欲・知識・技術に対し「ライセンス」を発行するというものであったが同委員会による検討の中で発行主体は民間団体が望ましくその趣旨は市民活動を推奨するものであるべきだという結論となった。検討の中心課題は市民活動を評価する主体は誰かということであり、市民活動を評価するとすれば市民自身しかありえず、その評価も優劣を判断するものであってはならず、市民にとって望ましい活動、より発展してほしい活動を褒め称え、推薦するという内容でな

図2 横浜市市民活動推進ファンド

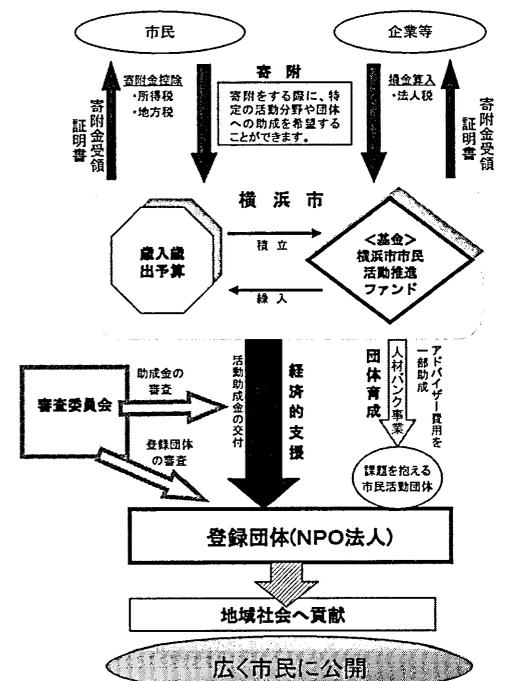


表1 税制上の優遇措置

寄附金に対する税制優遇の内容	
■個人の場合	所得金額から次の金額が控除されます。
●所得税上の寄附金控除額	●所得税法の額-1万円(総所得金額等×30%-1万円が上限)
●地方税法上(住民税)の寄附金控除額	●都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
●居住地の共同基金又は日本赤十字社の支部に対する一定の寄附金を支出した場合につき次のいずれか低い方の金額	【上記イ、ロの寄附金の合計額】-10万円
●総所得税金額等×1/4	
■法人の場合	法人税法上、全額損金算入できます。

表2 NPO法人の登録要件

- ①特定非営利活動促進法(平成10年法律第77号)に定める特定非営利活動法人であること。
- ②主たる事務所の所在地が横浜市内にあること。
- ③特定非営利活動を行う区域が主として横浜市内であること。
- ④事業費の総額のうち、非営利活動に係る事業費の占める割合が1/2以上であること。
- ⑤継続して1年以上の活動実績があること。 など

(注3)

国税庁長官がNPO法人のうち一定の要件を満たすものとして認定した法人。当該法人に寄付をした場合に税制上の特例措置が受けられる。

導入にあたっては、公開プレゼンテーションを開催し広く市民の意見を得た上で同協議会が審査を行う(図3)。

現在、7種類の活動において200人近い市民に交付されており、今後さらに速いペースで交付が行われる予定である(表3)。

このカードが多数の市民活動に導入され、多数の市民に活用されることにより、市民活動団体やNPOの活動が拡大するとともに、同協議会の取り組みにより市民活動の領域や分野を超えた連携が広がることなどが期待される。

4 市民活動支援センターの市民運営化

横浜市市民活動支援センターは横浜市市民活動推進条例が制定された平成12年に、市民活動が総合的に発展することを目的とする事業として開始された。

市民活動支援センターの運営は事業開始以来平成16年度末まで外郭団体である(社)横浜ボランティア協会が運営を受託してきた。同協会が再編され、横浜市青少年プラン推進の担い手となる新団体が設立されることとなり、運営主体の変更が必要となった。

この契機自体はいわば受動的なものであったがこれを機会にそもそも市民活動を包括的に支援する同センターの運営はどうあるべきかを、事業開始当初から同センターの運営に参画してきた市民活動支援センター運営協議会(注4)の委員に公募委員を加えた検討委員会において議論していただいた。

同検討委員会による検討の結果、同センターの機能について事業開始以来培われてきた運営ノウハウや事業を継承し、市民や市民活動団体との連携を強化することを確認したうえで、運営体制については、①市民主体の運営委員会方式による運営とし、②市民や利用者の運営への参画を促し、③3〜5年後にはより組織的な市民運営への移行を目指す、とされた。

この報告を受けて、同検討委員会のメンバーが主体となつて準備会が作られ、さらに運営に協力する市民を加え市民活動支援センター運営委員会が発足した。

本市としてこの検討結果を尊重し、かつ、運営委員会の母体となった前記協議会が同センターの運営を支えてきた実績を評価し、平成17年度からこの運営委員会に事業を委

託することとなった。

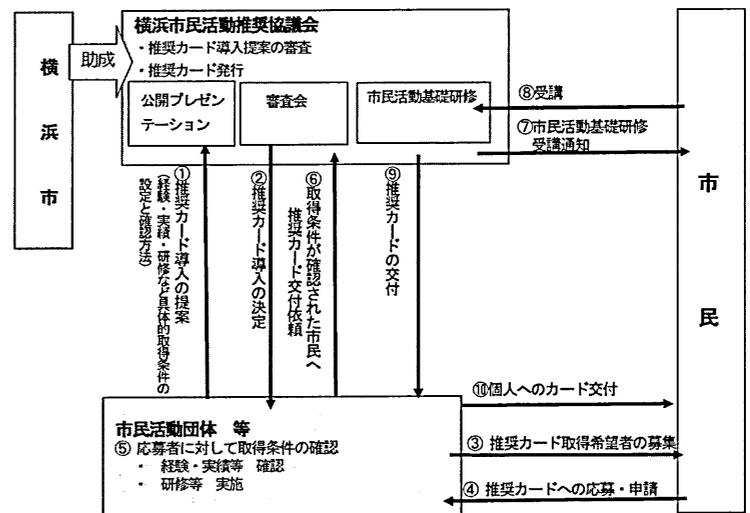
運営体制は図4のとおりである。任意団体である運営委員会が事業を受託し、事務局職員を雇用することにより支援センターの運営を行う。利用者会議の意見を運営に反映することや、運営評議会を設け評価・検証を行うことなどにより、利用者や市民の参画を重視した運営を実現する内容となっている。また、自主事業の実施にあたっては運営委員会直轄の部会が市民活動団体・市民と連携して企画・運営を行うなど、市民活動を支援する事業を市民が主体となつて実施するという市民運営の趣旨が具体化されていることが特徴となっている。

運営開始からまもなく一年が経過しようとしているが、継続事業を順調に実施しているほか、部会主導によるIT講習会・ITサロン、交流カフェ、広報紙「はまじゅん」発行などの新規事業の実施や、利用者会議、運営評議会の設置など市民に開かれた運営体制の整備に積極的な取り組みが行われている。運営委員会はさまざまな機会を通じ市民・利用者の意見を受け止め、事業に活かす努力を続ける中で、利用者に運営主体の変更が好感を持って受け入れられ

表3 横浜ライセンス市民活動推奨カード交付状況 (平成18年2月24日現在)

カード表記名(活動内容)	活動分野	交付時期	交付人数(人)	実施団体
横浜ボランティアガイド (ボランティアガイド活動)	まちづくり	1月	75	横浜ボランティアガイド協議会
IT普及市民リーダー (地域IT普及支援活動)	情報	1月	34	あおばそこん横丁
横浜サバイバルジュニア (子供による地域防災活動)	まちづくり	1月	20	特定非営利活動法人I LOVE つづき
里山活動リーダー (公園・緑地等の保護・管理活動)	環境	1月	5	港北ニュータウン緑の会
子育て支援学生ボラ活動 (学生による子育て支援活動)	子どもの健全育成	1月	21	特定非営利活動法人びーのびー0
PC普及サポーター (地域IT普及支援活動)	情報	2月	15	あおばパソコンサポートチーム
里山保全名人 里山保全匠 都市型炭焼名人 (里山保全活動)	環境	2月	13	都筑中央公園自然体験施設管理運営委員会
お出かけサポーター (移動サービス活動)	福祉	近日募集予定		特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会
計			183	

図3 横浜ライセンス市民活動推奨カード事業の概要(事業の全体構成)



ているとの感触を得ている。

現在、運営委員会では概ね5年を期間とする中期計画の策定を終えようとしており、組織そのものの更なる安定化を図るためにNPO法人化を企図するなど、将来を見据えた市民運営の定着が実現されようとしている。

5—その他の新たな事業

市民活動推進ファンドを活用した市民活動団体（同ファンド登録団体はもちろんそれ以外の市内に事務所を持ち活動しているNPO法人や任意団体）への運営支援のための事業として「市民活動支援人材バンク事業」を実施している。この事業はその名称からもわかるように市民活動を人材面から支援するもので、市内の市民活動を支援することのできる人材情報を登録検索できるデータベースシステムを構築するとともに、登録された税理士、社会保険労務士などの専門家をアドバイザーとして有償で派遣するもので

ある。

この事業においては、アドバイザーの派遣を受ける市民活動団体が負担する費用の一部をファンドに積み立てられた寄付を活用して助成することとしており、市民・企業が市民活動の運営を支援することになる。

また、2で述べた市民活動団体が市民や企業からの支援や企業の創設した社会貢献的助成制度などを活用しやすくなるための環境づくりのひとつの取り組みとして「NPO活動資金トータルサポート事業」を平成18年度から開始する予定となっている。

同事業は、市民活動団体が抱える経済的課題と市民活動にかかわる資金提供システムの洗い出しと、市民活動団体からのヒヤリングおよび資金の支援者による検討を行い今後の支援方策の方向性を整理した結果（注1）を受けて実施するものである。その内容は、多様な資金提供者間のネットワークの構築などを行い、情報の共有、提供、相談

体制の強化などにより、多様な資金調達メニューを市民活動団体が効率的に活用できるよう支援する、というものである。

6—結びに

本稿で紹介した事業はすべて市民協働推進事業本部設置以降に取り組んだ事業であるが、いずれの事業も市民活動の支援に市民が主体的にかかわる内容となっていることがわかる。今後、人材面からも、資金面からも、また、情報の収集・発信、活動拠点の運営などを含め、市民活動を支援する側における市民主体の構造が「新しい公共」の中に位置づけられる展開となると考える。

（注4）平成16年度まで市民活動支援センターの機能の効果的な発揮等に必要事項を審議するために設置されていた市民活動実践者・学識経験者等により構成される組織。

図4 横浜市市民活動支援センター運営体制図

